

(理念)

1. 私たちは在宅療養をおくる人々に対し、住み慣れた地域社会や家庭で過ごせるよう支援し、身心の機能回復を図り、その生活の質を確保できるよう努めます
2. 私たちは訪問看護に必要な知識、技術と人間性を磨き、利用者の権利を尊重し、人間同士の信頼関係をつくるよう努めます

(事業の目的)

家庭内において寝たきり又は寝たきりの状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要性を認めた老人保健法、健康保険法等の受給者及び介護保険法による要介護認定者・要支援認定者等に対し、看護師等が訪問し看護サービスを提供して家庭における療養生活及び心身の機能維持・回復を支援することを目的とする。

(運営の方針)

訪問看護事業の実施にあたっては、法の基本理念が具現されるような配慮するとともに羊蹄医師会、羊蹄 7 ケ町村の地域保健医療福祉サービスの関係諸機関との密接な連携に務め、利用者の健康が増進されるよう適切な運営を図ることとする。

（利用者）

- ・疾病、負傷により家庭内において寝たきりまたはこれに準ずる状態にあつてかかりつけの医師が訪問看護を必要と認めた者。
- ・疾病、負傷により居宅で継続して療養を受ける状態にあるものであつて、かかりつけの医師が訪問看護や理学療法、作業療法を必要と認めた者。
- ・認知症や脳卒中後遺症等で寝たきりに陥る恐れのあるものであつて、かかりつけ医師が理学療法や作業療法の必要を認めた者。
- ・病状が安定期にあり主治医が訪問看護を必要と認めた、要介護状態又は要支援状態にあるもの。

（事業所の名称等）

- ・名称 JA 北海道厚生連 ようてい訪問看護ステーション
- ・所在地 虻田郡倶知安町北 4 条東 1 丁目 2 番地

JA 北海道厚生連二セコ羊蹄広域倶知安厚生病院内
サブステーション

① 蘭越ステーション：磯谷郡蘭越町蘭越町 8-2 蘭越町ふれあいプラザ 21
実施地域は以下とする。

倶知安町、二セコ町、蘭越町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町

(職員の職種及び員数)

- (1) 所長(管理者) 保健師または看護師
- (2) 訪問看護職員(管理者含む)保健師または看護師 3 名以上
- (3) その他職員 事務員 1 名

(業務日及び業務時間)

- (1) 業務日 月曜日から金曜日を標準とする。ただし、利用者の状況に合わせ、祝祭日及び事業者が定める休日も計画的に訪問看護を実施する。
- (2) 業務時間:午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、営業時間以外の訪問看護は別に定める。

(訪問看護の内容)

- (1) 病状、障害、全身状態の観察
- (2) 清潔の保持等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防、処置
- (4) 療養生活や介護方法の助言
- (5) カテーテルの管理等医療処置
- (6) リハビリテーション
- (7) 在宅看取りのサポート
- (8) その他必要な事項

（緊急時における対処方法）

- ・緊急時は本人または家族を介して主治医に相談する。
- ・訪問看護実施中に利用者の症状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医へ連絡して適切な措置を行うとともに所長に連絡をする

（利用料）

医療保険、介護保険が利用できます。

病気の種類や状態によって保険適応が変わります。

ご説明しますのでお問い合わせください。

（運営に関する留意事項）

- （1） 訪問看護等事業の目的を円滑に運営するため、羊蹄医師会、関係行政諸機関、老人保健施設、地域包括支援センター等の連携につとめ、次の事項について調整を図るものとする。
- （2） 訪問看護等社会的使命を十分に認識し職員の資質向上を図るための研究、研修の機会を設け、業務体制の整備に努めるものとする。
- （3） 職員は業務上知り得た秘密を保持しなければならない。

（連絡会議）

管理者は訪問看護ステーションの運営について適宜会議を開催する。